

日時 令和4年10月11日（火）16時00分～  
場所 防災センター4階 災害対策本部室

## 江東区 契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第2回）

### 次 第

- 1 アンケートの集計結果報告について
- 2 課題の洗い出しと解決の方向性について
- 3 外部有識者の選定について
- 4 その他

- 資料1 契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート 結果  
資料2 課題整理表  
資料3 外部有識者の選定について  
資料4 通報窓口の設置について  
資料5 入札・契約にかかる公表状況

## 契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート 結果

### 1 調査概要

(1) 調査目的

区議会議員のあっせん収賄事件を受け、日ごろ議会や業者等との対応を行っている管理職の職務の実態や課題に対する認識を把握し、今後の契約等に係る不正行為防止対策の検討・実施に活かすため。

(2) 調査期間

令和4年9月6日（火）～9月12日（月）

(3) 調査対象者

部課長級職員 92人（公社・他団体への派遣職員等を除く）

(4) 調査方法

無記名式アンケート方式

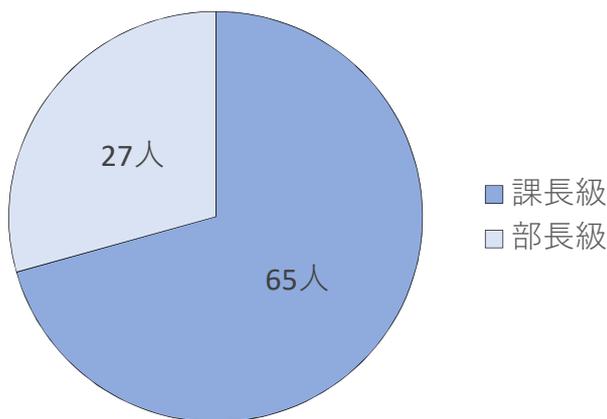
(5) 回答率

100.0%

### 2 調査結果

#### (1) 回答者の属性

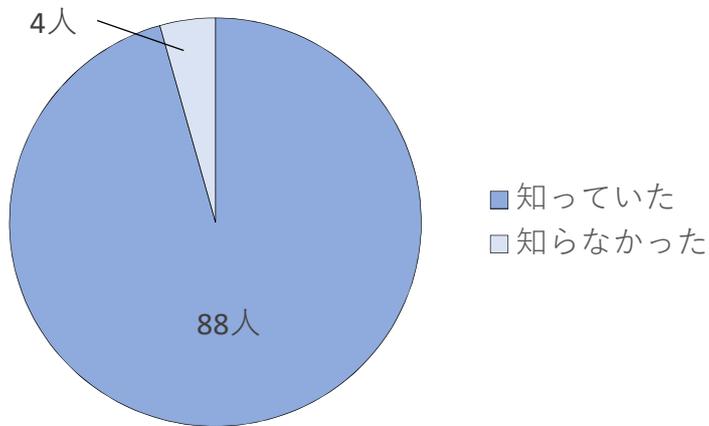
○ 回答者の職級



・ 職級の内訳は、課長級が 70.7%、部長級が 29.3%となっている。

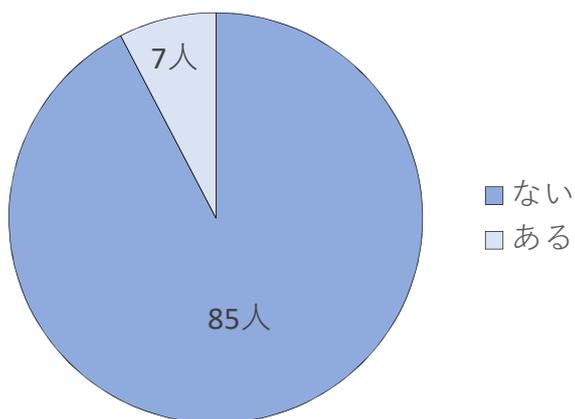
## (2) 事件について

○ 指名業者数や指名業者名を入札前に外部に漏らすことが、法令に違反することを知っていたか



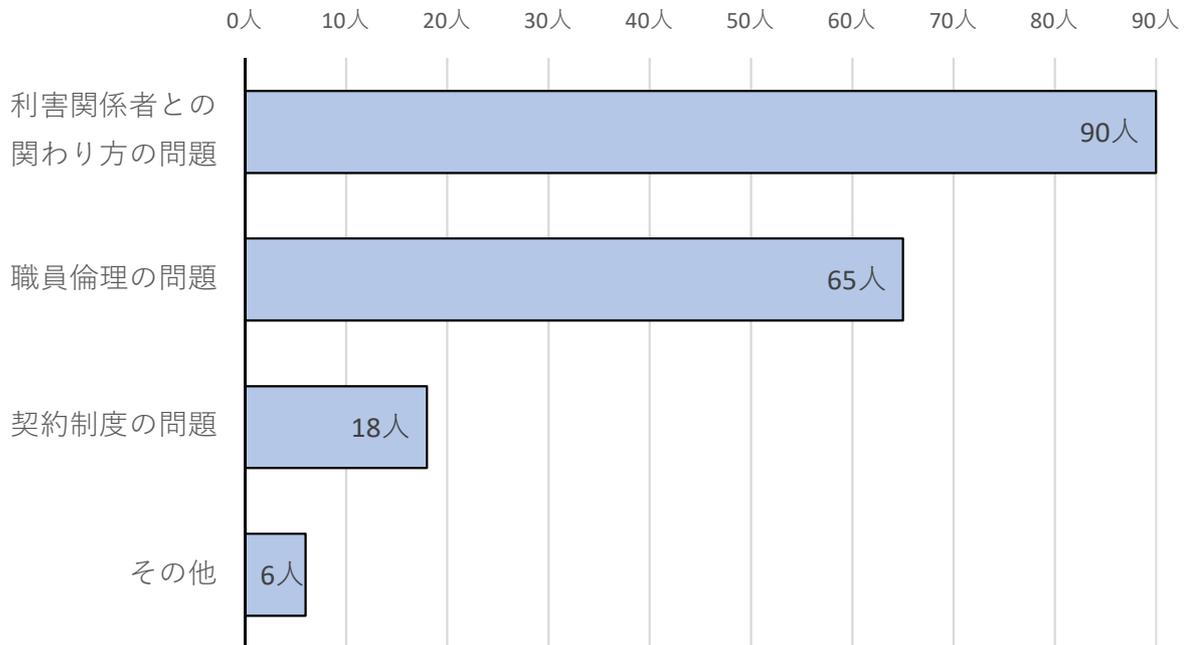
- ・ 指名業者数や指名業者名が入札前には秘密事項であることを、95.7%が「知っていた」と回答したが、「知らなかった」との回答も4.3%あった。
- ・ なお、業務上、指名業者数や指名業者名を事前に知り得るのは、契約担当課のごく限られた職員のみである。

○ 契約に関する秘密情報が、入札前に外部に漏れていると感じた（または噂として聞いた）ことがあるか



- ・ 指名業者や予定価格等の秘密情報が洩れていると感じたことがあるかについて、92.4%が「ない」と回答したが、「ある」と感じたとの回答も7.6%あった。

○ 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩について、どのように捉えているか  
(複数回答)

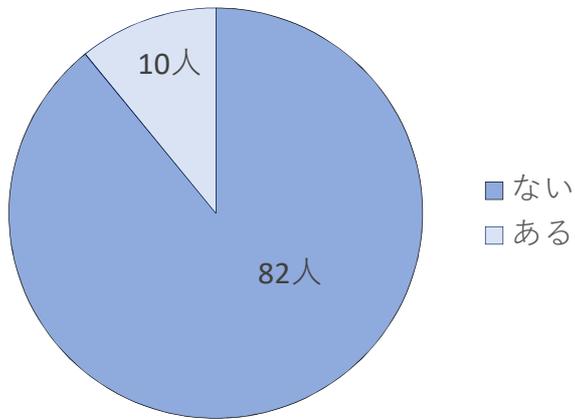


- ・「利害関係者（議員・業者等）との関わり方の問題」が97.8%と最も多く、次に「職員倫理の問題」（70.7%）、「契約制度の問題」（19.6%）の順となっている。
- ・「その他」としては、「不当な要求から職員を守る相談体制」、「情報開示の基準が不明」等が挙げられている。

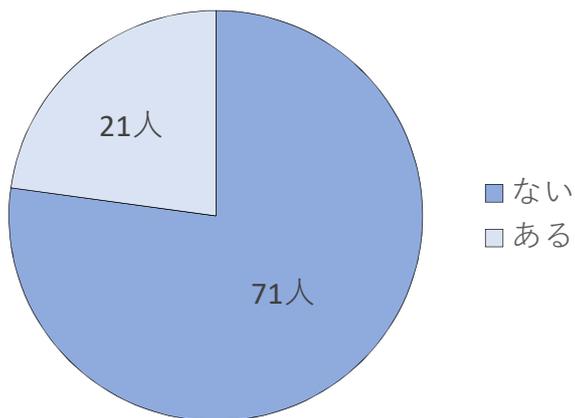
**(3) 利害関係者との関わり方について** ※概ね直近3年間について回答

<議員>

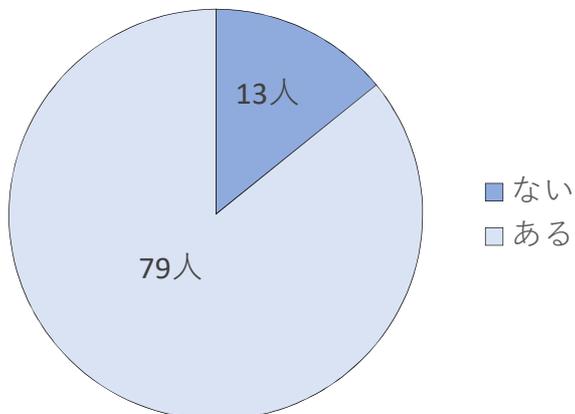
○ 契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか



○ 契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



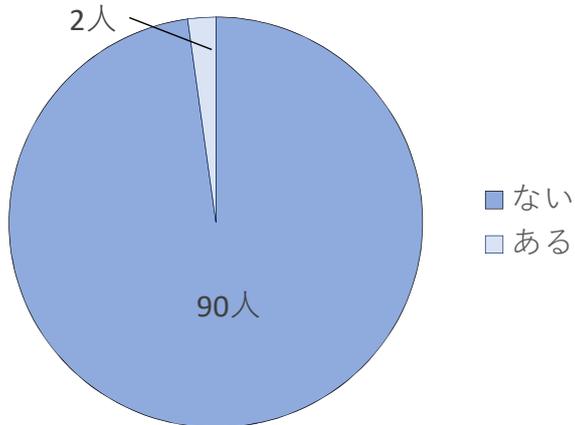
○ 不当ではない働きかけや誘いがあったか



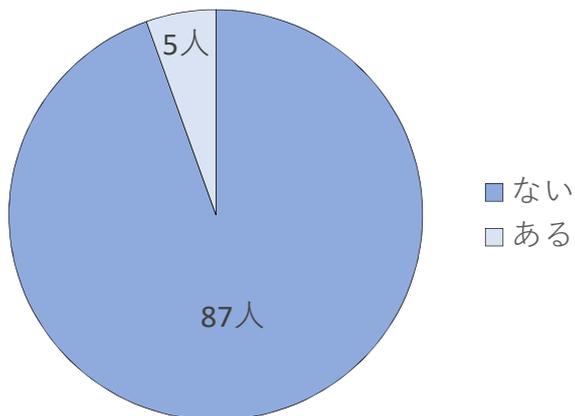
・不当ではない働きかけ等の内容は、「新聞や書籍の購入」が70人(76.1%)、「業者の紹介」が43人(46.7%)(\*複数回答)の順で多くなっている。

<業者・業界団体>

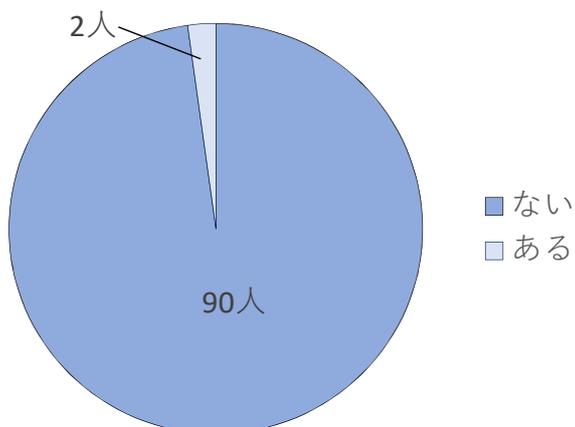
○ 契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか



○ 契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



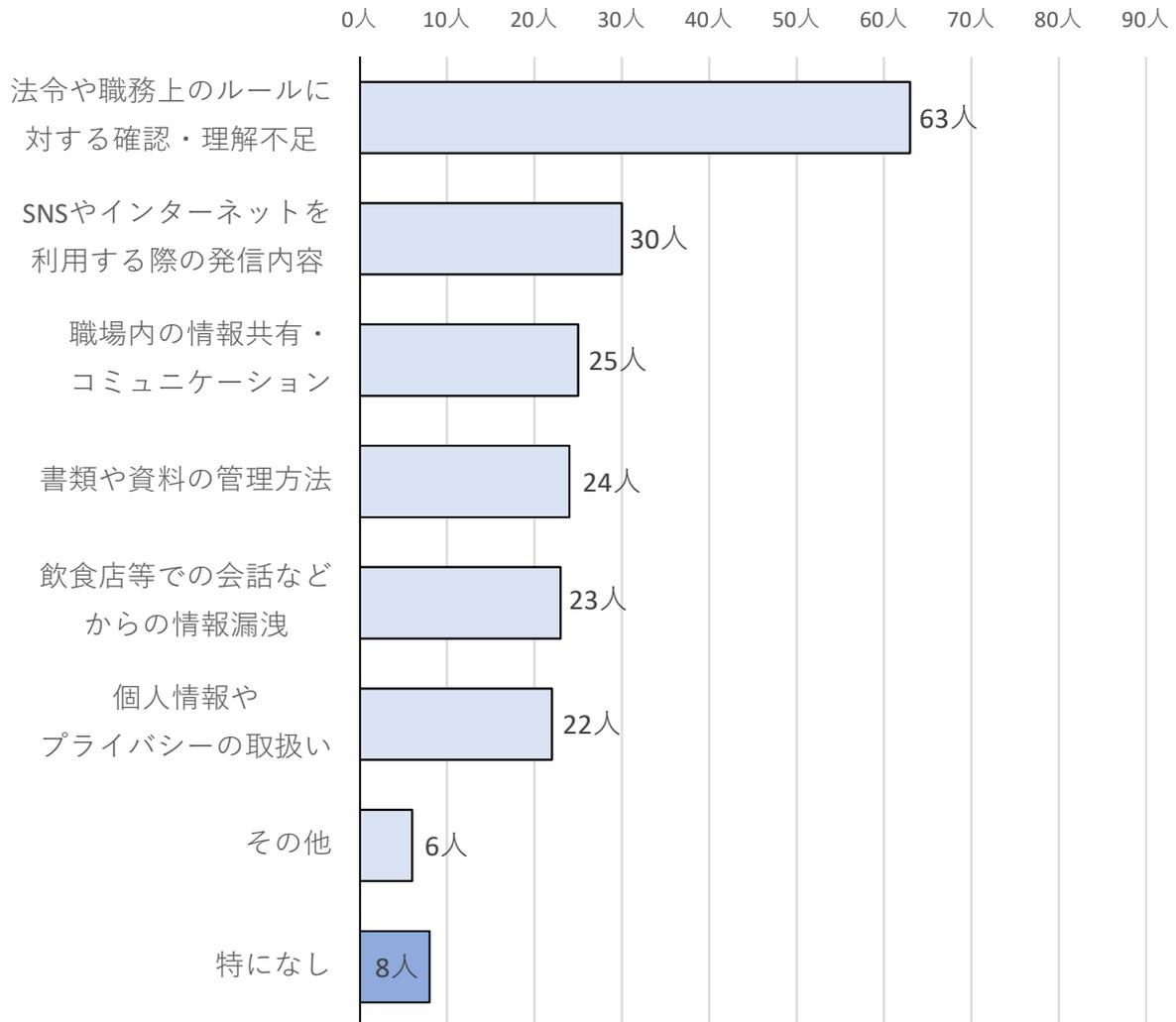
○ 不当ではない働きかけや誘いがあったか



・いずれの質問においても、働きかけや要請を受けたことが「ない」との回答が大半を占めた。

#### (4) 職員倫理について

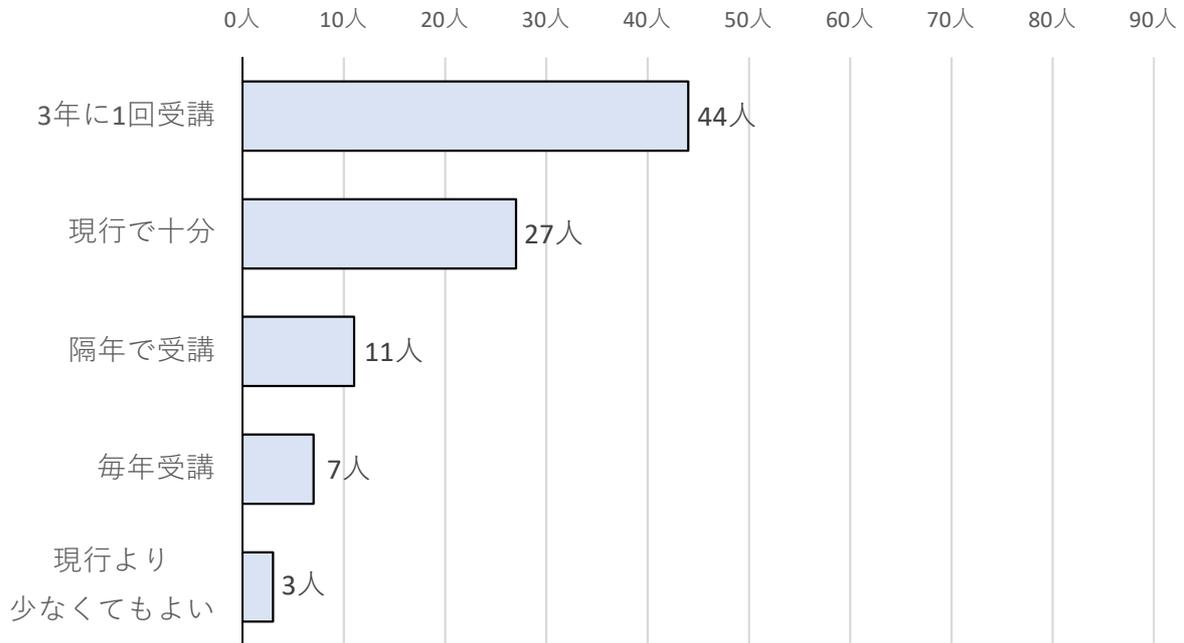
○ 職員倫理についての課題（複数回答）



- ・「法令や職務上のルールに対する確認・理解不足」が68.5%と最も多く、次いで「職員が SNS やインターネットを利用する際の発信内容」が32.6%となっている。
- ・「その他」として、「不当圧力を受けた職員を孤立させない職場風土」、「断る勇気」などが挙げられている。

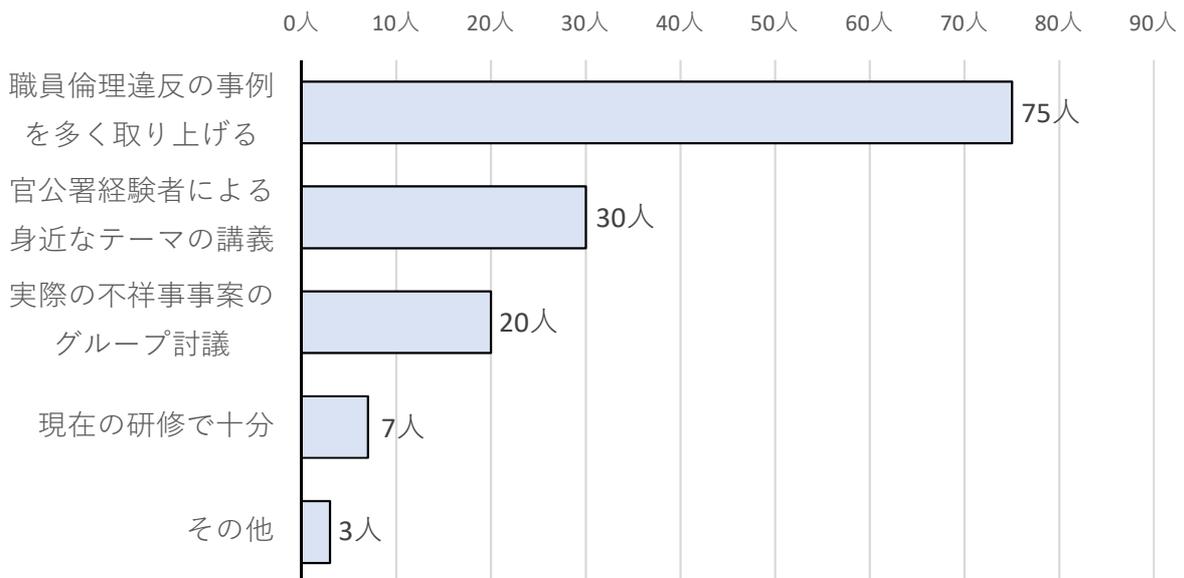
○ 公務員倫理に関する研修の頻度

(現行は全職員を対象に7～8年で一巡する形式)



・「3年に1回受講した方がよい」との回答が47.8%と最多である一方で、29.3%が「現行（7～8年に1回）で十分だと思う」と回答している。

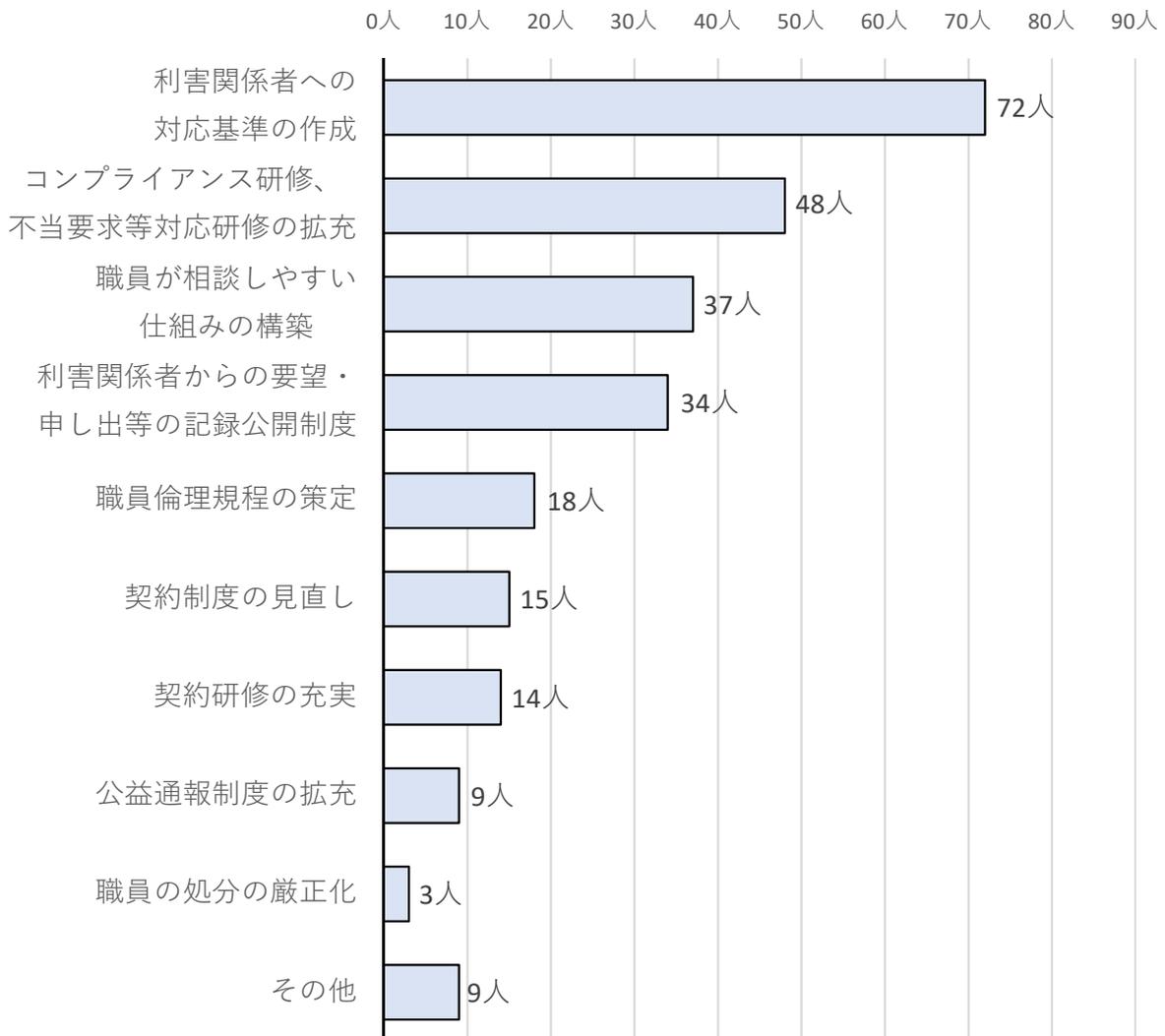
○ 公務員倫理に関する研修について、充実すべき内容（複数回答）



・「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」が81.5%、「官公署経験者を講師とし、身近なテーマを取り上げる」が32.6%と多くなっている。

### (5)再発防止について

○ 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策  
(3つ選択)



- ・「利害関係者への対応基準の作成」が78.3%、「コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充」が52.2%、「職員が相談しやすい仕組みの構築」が40.2%と上位になっている。
- ・「その他」として、「引継書に職務上の注意点等を明記する」、「窓口を一元化し全庁で共有する」、「内部統制部門の設置」などが挙げられている。

## (6) その他

### <契約制度に関すること> 3件

#### ○主な意見

- ・契約手続きの段階ごとに、情報の公表可否を整理した資料などがあるとよい。
- ・契約制度については行ってはいけないことを新たに追加する程度の見直しでよい。

### <職員倫理に関すること> 3件

#### ○主な意見

- ・「何が」「なぜ」禁止されており、どのような影響があるのか、具体例を通して理解し、日常的に振り返りを行う必要がある。
- ・コンプライアンス研修を倫理研修に組み込み、5年に1度実施する。

### <利害関係者との関わり方に関すること> 19件

#### ○主な意見

- ・現行の議員対応の仕方や関係性が続くと、再度このような事件が発生するおそれがある。
- ・威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべきである。
- ・職員個人の倫理観や判断に委ねるだけでなく、利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成し、公表すべきである。
- ・威圧的な働きかけ等を受けた場合にすぐに相談ができる機関や制度を設けることで、孤立することなく組織的な対応を可能とする。
- ・利害関係者からの要望事項等を記録し、公表する制度が必要である。
- ・上司・部下を含めた職員同士のコミュニケーションを密にし、一人で抱え込まないようすべきである。
- ・管理職昇任者が議会対応についてレクチャーを受ける機会を設けるとよい。

### <その他> 7件

#### ○主な意見

- ・今回の事件の具体的な事実関係が明らかとなっていないため、本アンケートへの回答は困難である。
- ・事前に伝えた情報を区からの公表前に掲載されるなど、議員のSNS発信事例が増えてきたと感じる。
- ・同じ不祥事を繰り返さないためには、今回の事案を形に残し、オープンに話ることができるかがポイントである。

## 課題整理表

## 1 業務委託契約に関すること【所管課：経理課】

項目	現状	課題	解決の方向性（検討事項）	（実施時期）
(1)入札方式	○業務委託を含む物品の契約は、指名競争入札（区が入札参加資格のある者から選んだ業者を指名し、入札を行う方式）で業者を決定している。	○区が任意で入札参加事業者を指名するため、特定の業者を指名すること、または指名から除外することについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。	○予定価格が大きいもの等を対象に、一定の資格や条件を満たした業者が参加を申し込むことができる「制限付き一般競争入札」または「希望型指名競争入札」を導入する。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
(2)指名業者の選定方法（清掃・建物管理業務委託）				
①案件ごとの指名業者数	○予定価格の規模や前回入札の指名業者数、その年の準備契約の案件数等を踏まえて指名業者数を決定している（入札前は非公表）。	○指名業者数の基準を明確にしていないことから、恣意的に数を増減させているとの誤解を生じるおそれがある。 ○指名業者数を増減することや、入札前に指名業者数を漏らすことについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。	○予定価格に対応する指名業者数の基準を策定し、公表する。 ※予定価格や指名業者数を入札前に聞き出そうとする働きかけまでは排除できない。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
②指名業者の選定基準	○仕様内容に基づき一定のランクの業者の中から、以下の事項を踏まえて指名業者を選定している。 ・経営及び信用状況 ・登録種目（ランクや関連種目の登録状況） ・契約実績（他官公庁・民間含む） ・過去の応札状況 ・過去の履行実績 ・本店・支店所在地（実態調査の結果含む） ・業者の指名意向・履行可能性（営業活動等） ・加入組合・関係会社の状況	○指名業者の選定にあたっての判断事項を明文化した基準が無いことから、恣意的に選定が行われているとの誤解を生じるおそれがある。 ○特定の事業者を指名することや、左記の事項に基づかない指名を行うことについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。 ○指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある。	○指名にあたっての判断事項や指名の方法についての基準を策定し、公表する。 ○議員との関わり方を整理する（→3 議員等利害関係者との関わり方に関すること）。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
③選定作業の体制	○選定作業における担当者の役割・職責が大きく、工事請負など他の案件と比べ、指名業者の選定に関わる者が少ない。	○作業担当者の役割や仕事量・精神的な負担が非常に大きく、チェック機能体制にも課題がある。 ○選定作業の分担が知られた場合、利害関係者からの働きかけが担当者に向けられるおそれがある。	○指名業者の選定作業を、工事請負等と同程度の人員体制で行うようにする。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
④指名業者の決定機関	○工事請負契約については「指名業者選定委員会」において指名業者を決定しているが、業務委託を含む物品の契約については、委員会を設置しておらず、区長または委任者への決裁により指名業者を決定している。	○工事請負契約と比べ、指名業者の決定経緯や適格性について、透明性・納得性に課題がある。	○予定価格が大きいもの等については、業務委託を含む物品契約に関する「指名業者選定委員会」を設置し、指名業者を決定する。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
(3)予定価格・最低制限価格の公表のあり方	○入札前・入札後ともに非公表としている。 理由：委託契約（物品を含む）は、例年ほぼ同じような仕様であることが多く、予定価格や最低制限価格を公表した場合、次年度の入札参加業者がこれらの価格を容易に類推できてしまうため	○入札後においても落札率が明らかにならないため、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができない。	○予定価格を入札前または入札後に、最低制限価格を入札後に公表した場合のメリット・デメリットを比較し、公正な入札を妨げない範囲で見直しを行う。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）

課題整理表

1 業務委託契約に関すること【所管課：経理課】

項目	現状	課題	解決の方向性（検討事項）	（実施時期）
(4)見積書の徴取方法	○契約締結請求にあたっては、見積書を1者から徴取すれば足りるとしている（予算要求時は複数者）。	○1者のみの見積を参考に支出負担行為何額を決定しているため、見積書を提出した業者から支出負担行為何額や予定価格を類推される可能性がある。	○契約締結請求時においても、複数の事業者から見積書を徴取した上で支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定する。	令和4年12月（令和5年度準備契約に反映）
(5)関係書類やデータの保管方法	○紙の書類については、施錠できる書庫等への保管を徹底している。 ○指名業者の選定作業に用いるデータは、庁内ファイルサーバの経理課共有フォルダに格納している。	○データについては、契約係の職員だけでなく、経理課他係の職員も閲覧できる状態となっている。	○厳重に秘匿しなければならないデータについては、契約係職員のみがアクセスできるフォルダを新設して保管するなど、セキュリティを強化する。	令和4年12月（情報システム課との協議により可能であれば前倒し）
(6)疑わしい入札があった場合の対応				
①区民・業者からの報告	○談合情報が寄せられた場合、「江東区談合情報対応マニュアル」に基づき、入札参加業者の事情聴取や内訳書の確認を行い、法に違反する行為が疑われる場合は公正取引委員会に通報することとしている。 ○公正取引委員会にも通報・相談を行える窓口がある。	○談合情報を受け付ける窓口や、情報が寄せられた場合の対応について、周知が不足している。	○情報を受け付ける窓口（経理課契約係）や「談合情報対応マニュアル」に定める対応手順の概要等について、ホームページに掲載するなどして、区民・事業者への周知を図る。	令和4年10月
②入札結果の検証	○入札結果は予定価格・最低制限価格等の非公表情報を除き、情報公開窓口や東京電子自治体共同運営ホームページで公表している。 ○前回の入札結果を確認して指名業者の選定や最低制限価格の設定を行っている。また、不調となった契約については、業者の辞退理由などを確認し、次年度の仕様を見直すよう所管課と調整している。	○個別の案件について、次年度の入札に向けた確認は行っているが、全体の案件を対象とした落札率等の検証までは行っていない。 ○第三者が入札・契約手続きの運用状況をチェックする体制がない。	○第三者機関（入札監視委員会）の設置など、入札及び契約の運用状況等について、確認や検証を行う仕組み・体制を整備する。	令和5年度以降
(7)業務成績評価による随意契約のあり方	○清掃・建物管理業務委託においては、業務成績評価実施要綱に基づく評価の結果が「優良」または「普通」の場合、指名競争入札の次年度において随意契約（特命）による契約の締結をすることができる。	○評価結果次第で最大2年間（要綱上は最大3年間）の契約が可能であることにより、毎年入札を行う案件よりも、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。	○区施設の清掃・建物管理業務委託を毎年入札とした場合のメリット・デメリットを比較し、業務成績評価のあり方を整理する。	令和5年度以降

課題整理表

2 職員の倫理向上に関すること【所管課：職員課・経理課】

項目	現状	課題	解決の方向性（検討事項）	（実施時期）
(1)職員倫理の保持	<p>○公務員倫理の高揚を図り、職員の汚職、非行を防止し、職務の公平な執行を確保するため、平成21年度から平成27年度にかけて全職員を対象に「公務員倫理研修（監督職対象・一般職対象）」を実施した。平成28年度から2巡目の研修を実施している。</p> <p>○職層研修実施時に、江東区人材育成基本方針を配布し、職員倫理の重要性について説明している。</p>	<p>○公務員倫理研修を全職員が受講終了するのに7年間を費やす。</p> <p>○集合型研修の実施が多く、部屋の確保や定員等の制約がある。</p> <p>○研修の内容が、一般的なコンプライアンス、ソーシャルメディアによる個人情報拡散、ハラスメントなど広範囲にわたる。</p> <p>○管理職を対象としたアンケートによると、職員が職務上遵守しなければならないこと、やってはいけないことについて理解が不足しているとの回答が多い。</p>	<p>○倫理研修の実施頻度、内容の見直し（細分化）を行う。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理、コンプライアンス</li> <li>・ハラスメント</li> <li>・懲戒、分限事例</li> </ul> <p>○研修のオンライン化導入により研修の機会を増加させる。</p> <p>○法令、職務上遵守しなければならないルール、禁止事項を具体的な事例を用いながら明確化する。</p> <p>○職員倫理規程策定を検討する。</p>	<p>令和5年度以降</p> <p>令和5年度以降</p> <p>令和5年度以降</p>
(2)契約制度の研修	<p>○年に1回、実務研修「契約」を実施している。</p> <p>内容：導入、契約法律編、契約実務編、システム編、プロポーザル編</p> <p>○経理課職員が受講した公正取引委員会の研修（官製談合防止法含む）の資料を、全庁共有フォルダに格納し、掲示板で庁内への周知を図っている。</p>	<p>○参加対象を新任担当者としているため、研修の内容は事務の流れや財務会計システムの操作方法といった実務が中心であり、入札・契約にかかる秘密情報や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れるのみとなっている。</p> <p>○入札・契約手続きの各段階でどの情報を公表してよいか、整理したものがないため、法令違反になると知らずに情報漏洩を行ってしまうおそれがある。</p>	<p>○現行の実務研修に、秘密情報の具体的な明示や、入札談合等関与行為の種類、情報漏洩した場合のリスクなどについての内容を追加する。</p> <p>○入札・契約にかかる秘密情報と手続き段階ごとの公表可否について、表などに整理し、庁内への周知を行う。</p> <p>○主に管理職を対象として、官製談合防止や本区の契約制度の概要（情報の公表可否を含む）についての研修を実施する。</p> <p>○公正取引委員会からの講師派遣による研修を実施する。</p>	<p>令和4年11月</p> <p>令和4年10月</p> <p>令和5年度以降</p> <p>令和5年度以降</p>

## 課題整理表

### 3 議員等利害関係者との関わり方に関すること【所管課：総務課・職員課】

項目	現状	課題	解決の方向性（検討事項）	（実施時期）
(1)利害関係者からの働きかけに対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員から業者の紹介や特定の者に便宜を図るような要求を受けられることがある。</li> <li>○業者・業界団体から法令に抵触すると考えられることを要求されることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利害関係者への関わり方についての対応基準がない。</li> <li>○利害関係者からの不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。</li> <li>○議員対応は基本的に管理職が一人で行うことが多く、対応に苦慮することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利害関係者への関わり方についての基準を作成する。</li> <li>○不正を防止する窓口の設置等、体制を整備する。</li> </ul>	令和4年12月

## 課題整理表

### 4 その他【所管課：総務課】

項目	現状	課題	解決の方向性（検討事項）	（実施時期）
(1)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区民や報道機関等に公表する前の情報等を議員が許可なくSNSで発信する事例が増えてきている。</li> <li>○新聞の購読を求められるが、断りづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員からのSNSの情報発信については特にルールがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区議会事務局と調整しながら改善を行う。</li> </ul>	適宜

## 外部有識者の選定について

## 1 中村 浩紹（なかむら ひろつぐ）

## (1) 資格

弁護士

## (2) 行政分野における実績等

昭和42年4月	辯護士中村浩紹法律事務所設立
昭和46年6月～	江東区区民法律相談員
昭和54年1月～	江東区特別職報酬審議会委員・会長
昭和60年8月～	法務省人権擁護委員
平成2年7月～	江東区都市景観審議会委員・副会長
平成10年11月	江東区区政功労者表彰（特別功労）受章
平成16年6月～24年6月	関東人権擁護委員連合会会長
平成17年4月	藍綬褒章受章
平成20年7月～24年7月	全国人権擁護委員連合会会長
平成24年4月～	公益財団法人人権擁護協力会理事長
平成24年11月	瑞宝小綬章叙勲受章

## 2 芝田 麻里（しばた まり）

## (1) 資格

弁護士・行政書士

## (2) 行政分野における実績等

平成23年8月	芝田稔秋法律事務所（現「弁護士法人芝田総合法律事務所」）所属
平成29年4月～	江東区区民法律相談員
令和2年1月	弁護士法人芝田総合法律事務所代表弁護士就任
令和2年4月～	江東区情報公開審議会・江東区個人情報保護審議会委員

## 3 新井 康友（あらい やすとも）

## (1) 資格

公認会計士・税理士・行政書士

## (2) 行政分野における実績等

平成22年9月	新井公認会計士・税理士・行政書士事務所設立
平成23～平成28年度	江東区包括外部監査人補助者

令和4年10月●日

**通報窓口の設置について**

本区管理職が区議会議員からの要請を受け、業務委託契約における指名競争入札に関する秘密事項である指名業者数及び一部の指名業者名を漏洩したことを受け、当面の再発防止策として、議員や事業者・業界団体等の利害関係者からの不正行為につながるような働きかけに対する通報窓口を管理職（部長・課長級）向けに設置します。

**記****1 通報窓口**

総務部長、総務課長

**2 運用開始日**

令和4年10月●日より開始

**3 通報内容**

利害関係者からの不正行為につながる働きかけに関すること  
利害関係者からの対応困難な強要行為に関すること  
相談時に別紙「報告書」に記入のうえ持参願います

**4 その他**

通報内容に応じて総務課で実施している法律相談の弁護士へ相談

令和 年 月 日

## 報 告 書

所 属： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

働きかけを行った相手の氏名・事業者名
働きかけが行われた日時（和暦）・場所
日時：           年           月           日
場所：
働きかけられた内容
現在の対応状況

## 入札・契約にかかる公表状況

## 【経理課契約】

事項	予定価格	工事関係（工事請負、設計・測量委託等）			④物品関係
		①3,000万円以上	②1,000万円以上 ～3,000万円未満	③130万円(※1)以上 ～1,000万円未満	（印刷、役務の提供、 その他業務委託等含む）
入札参加通知日		公募日より公表	公募日より公表	—（※5）	—（※5）
入札日		公募日より公表	公募日より公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表
入札参加（指名）業者数		落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表
入札参加（指名）業者名		落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表
予定価格		公募日より公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	非公表
最低制限価格等（※2）		落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	非公表
契約金額・契約業者（※3）		落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	落札(契約)決定後公表	契約(契約)決定後公表
工事概要		公募日より公表（※4）	公募日より公表（※4）	—（※4）	—（※5）

課契約についても原則として上表の③及び④の取り扱いに準ずる

公募日より公表

区ホームページ・電子入札サービスで公開

落札（契約）決定後公表

情報公開窓口・電子入札サービスで公開  
（⇒決定前は「秘密事項」）

※1 設計・調査・測量委託は30万円

※2 総合評価方式における調査基準価格及び失格基準価格を含む

※3 契約業者以外の業者の応札金額、辞退の状況等を含む

※4 工事関係については、4月に「年間発注予定」を別途公表している  
（10月に下半期分の最新情報を更新）

※5 入札参加通知日や契約内容について、落札（契約）決定後は開示請求により  
公表が可能

## 【参考】入札談合等関与行為の類型（官製談合防止法）

## 類型1（2条5項1号）談合の明示的な指示

（例）事業者ごとの年間発注目標額を提示し、その目標を達成するよう談合（調整）を指示すること

## 類型2（2条5項2号）受注者に関する意向の表明

（例）受注者を指名または受注を希望する事業者名を教示すること（いわゆる「天の声」）

## 類型3（2条5項3号）発注に係る秘密情報の漏洩

（例）本来公開していない予定価格や指名業者数・指名業者名等の「秘密事項」を漏洩すること

## 類型4（2条5項4号）特定の談合の幫助

（例）談合等を容易にするため、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名すること